

令和3年9月 第3回佐々町議会定例会 会議録（3日目）

1. 招集年月日 令和3年9月28日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和3年9月30日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平田康範君	2	川副剛君	3	横田博茂君
4	永田勝美君	5	長谷川忠君	6	阿部豊君
7	永安文男君	8	橋本義雄君	9	須藤敏規君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄剛君	副町長	中村義治君	教育長	黒川雅孝君
総務理事 兼総務課長	山本勝憲君	税務課長	藤永尊生君	住民福祉課長	今道晋次君
水道課長	安達伸男君	教育次長	井手守道君		

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本典子君	議会事務局書記	濱野聡君

8. 本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第62号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第63号 令和3年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第64号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第65号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件
- 日程第6 議案第66号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第7 議案第67号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第8 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 日程第11 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件

— 令和3年9月 第3回佐々町議会定例会（3日目） R3.9.30 —

- 日程第12 発議第6号 佐々町議会委員会条例の一部改正について
日程第13 発議第7号 議員の派遣について
日程第14 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書（案）の提出について

9. 審議の経過

（10時00分 開議）

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は令和3年9月第3回佐々町議会定例会本会議の3日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定によって、6番、阿部豊君、7番、永安文男君を指名します。

— 日程第2 議案第62号 令和3年度 佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

これから議案の上程を行います。

質疑、討論、採決の順で進めていきます。

日程第2、議案第62号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第62号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。4款繰越金、補正額201万6,000円、計201万7,000円。1項繰越金、補正額、計とも同額です。

歳入合計、補正額201万6,000円、計380万7,000円。

歳出でございます。2款予備費、補正額201万6,000円、計226万5,000円。1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額201万6,000円、計380万7,000円。

次のページ、2ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1、総括については、説明を割愛させていただきます。

最後のページ、3ページを御覧ください。

こちら農業集落排水事業の特別会計につきましては、もともと当初の予定では、角山地区、志方地区、両方とも2年度末をもって接続を完了し、3年度から下水道事業のほうに移管をするという予定でしたが、志方地区につきましては、繰越を行って、接続工事そのものを繰越を行って、3年度に入ってから接続、実際には8月1日で完了をしているわけですが、3年度も会計が残った形になっております。ですので、2年度からの繰越金を、201万6,000円を3年度の農集排の会計に繰り越し、受け入れる必要がございますので、それを計上させていただきます。

歳出につきましては、当初予算で組んでおりました歳出以上の補正の必要がございませんので、全額をそのまま予備費に計上させていただいたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

改めて確認ですが、そうしますと、農業集落排水事業の特別会計は、令和3年度の末をもって廃止ということで、下水道会計のほうに引き継がれるというふうに理解したらいいか。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

今、議員おっしゃるとおり、3年度末をもって、この特別会計を閉鎖ということで、12月議会に条例等を提案する予定でございますが、特別会計条例の中にあります農集排の特別会計の削除というふうなことも、3月末をもって削除するような予定しております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにありませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第62号 令和3年度佐々町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第3 議案第63号 令和3年度 佐々町水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、議案第63号 令和3年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第63号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

中身の説明に入ります前に、今回の補正予算の大きなものとしまして、今、町長が読み上げました第4条の継続費についての補正というのが一番大きなものとなっております。この継続費につきましては、長らく混乱を含め、御迷惑をお掛けしましたことについて、まずもっておわびを申し上げたいと思います。

この継続費につきましてはの説明をするにあたりまして、今回、資料として別添で付けさせていただきます。これは産業建設文教委員会に御提出した資料と全く同じものにはなっておりますが、これでも継続費のことをちょっと御説明をさせていただきたいと思います。

A3で綴込みになっておりますので、ちょっと開いていただきまして、1ページになります。

継続費のイメージとして、一番上に四角囲みで書いておりますが、ここは議員皆様御存じのとおりかと思っておりますので、あともって御覧いただければと思います。

そもそも、様々の混乱を招きました原因というところを、その下、例1と例2というこゝで表示をさせていただいておりますが、こちらで簡単に御説明をさせていただきます。

例えば、例1のほうですけれども、継続費として、浄水場整備事業として総額2億8,000万円で、年割額を元年度から4年度までそれぞれ定めておったとしたときですけれども、その継続費の説明資料として、中身に工事名を元年度、2年度、3年度、4年度、それぞれこういう形で、工事名だったり、委託名だったりというのを種類を記載をさせていただいておるところを、真ん中の列のどこを見ただきますと、例えば、令和3年度〇〇市予算というふうにして書いてありますが、3年度のところを表示させていただいております。

例えば、〇〇市の予算であれば、工事請負費の中で3年度の年割額1億円、説明として浄水場整備工事と。説明資料として、その1億円の内訳の説明、浄水場の土木であったり、建築であったり、機械設備であったりというふうな工事名を記載をしておるといふような状況。

仮に、ここで浄水場の外構工事まで3年度でやろうとしたときっていうのも、例えば、〇〇市さんのほうでは、補正をすることなく、予算の範囲内であれば工事の追加等々を行われておると。

ところが、一番右側ですけれども、佐々町の予算の計上の仕方というところは、工事請負費の中の予算書の中の説明として、工事名を列記をさせていただいております。工事、別の工事を追加するときは、補正予算で予算の追加、総額には変わりがなくても、こういった工事を追加しますという補正をする必要があると。

これは、例えば、浄水場の整備事業を例えばということで出しておるところですけれども、もう一つ、例2のほうにいきますと、これが同じく継続費で配水管の更新事業ということで、同じように総額と年割額を定めて、継続費の説明資料として、それぞれの年度で行う配水管の更新工事、100線とか110線とかっていう、何々線っていうのを数字でちょっと記載をさせていただいておりますが、こういった形で工事の予定というのをお示している。

真ん中、先ほどと同じように〇〇市さんの予算では、予算書としては、例えば3年度の年割額、工事請負費で5,000万円としたときの説明としては、配水管の更新工事〇〇線とか一つ一つ上げるのではなくて、配水管の更新工事。説明資料の中で、〇〇線をやるんですよというふうな記載というふうになっております。

これを〇〇線というところを、違うところをやるというふうになったとき、諸事情により違うところをやるというふうになったときに、〇〇市さんのほうでは、予算としては配水管の更新工事1本ですので、その中で調整をなさるといふことをされている自治体がございます。

この矢印から下、赤で抹消しておりますけれども、320線というのをやめて、継続費にも予定をしていなかった900線とかっていう工事をやったりとかって、同じ継続費の中で、そういったことをなさっているという市がございます。

ただ、これをそのまま佐々町に当てはめてみますと、佐々町の場合は予算の計上の仕方として、説明の中で何々線というところまで明記をしております。

これを、先ほど言いました900線というのを追加をしたいというふうにするときには、補正予算で継続費として上がっていた320線をまず削りますと。そして、継続費には、もともと計画をしていなかった継続費以外の工事として、900線という工事を追加をします。こういう補正をしなければ執行ができないというふうな取扱いといいますか、状況でございます。

真ん中、〇〇市さんのやり方が正しいとか間違いとかいうことではございませんで、これもやれることではあるんですけれども、本町の予算計上の仕方に照らしたときに、一番最初、この継続費を設定をしたときの平成30年度のときの考え方が、この佐々町のやり方、予算計上の仕方になじむかどうかというところで、そこまで考えが及んでおりませんで、ある意味、先進事例である〇〇市さんのやり方をそのまま取り入れてしまったというところが一番の原因ではなかったかというふうに考えているところでございます。

今回、こうしたことを受けまして、継続費の中身の見直しというのをさせていただいております。

2ページになります。2ページの一番上ですけれども、四角囲みにしています継続費、全体としましては、令和元年度から4年度の4か年で41事業を列記をしておりました。予定はしておりました。総額として9億3,700万円ほどになるんですが、工事名、事業名をずらっと列記をしておいたわけですけれども、今回この中でしっかりと継続費として取り組むもの、それと、継続費から外させていただきたいものっていうふうにより別に区分をいたしました。

優先として書いておりますところに、まず中央配水系の事業、それと平野配水系の事業、そ

れと水道施設（浄水場等）というくくり、それと配水管の更新という大きく4つに区分をさせていただいて、整理をさせていただいたところです。

その中で、下に文言で記載している部分はお読みいただければ分かるかと思いますが、次の3ページ以降で御説明いたしますけれども、この中で配水管更新というのは、もともと計画をしておいても、諸事情により外的要因も含め、予定どおりに執行できずに、ほかのところをやったりとかっていうことが多々発生いたします。ですので、この配水管更新工事というのは、この継続費から今回除外を、外させていただきたいというふうに考えているところでございます。

そうしたことをやったとしても、今度は一方で、経費の増嵩等、30年度に概算で見積もっておりました金額から、残す中央配水系、平野配水系、水道施設、この3事業に絞ったとしても、1億5,200万円ほどの不足が生じるということで、先ほど継続費の補正ということで増額をさせていただいたものになります。

増額になる理由というのは、2ページの下の方に内訳を記載しておりますので、こちらのほうを御覧いただければと思います。もう少し具体的に言いますと、3ページのほうは、今、御説明しましたものを表にしたものとなっておりますので、あとで御確認をいただければと思います。

次に、4ページでございます。

4ページが、今、御説明しました一番上、表の中の左側に目的として、まず青色、水色で記載しておりますのが中央配水系、次、緑色で記載しておりますのが平野配水系、そして、その下、黄色でしておりますのが水道施設、一番下、赤といますか、ピンクで表示しておりますのが配水管更新という、大きくこういうくりに目的別に整理をまずいたしました。

この中で、優先的にやっていけないといけないのが、上の3つ、中央配水系、平野系、水道施設。これは執行していく必要がございますので、これは継続費として残し、一番下の配水管更新工事については、今回、継続費から外させていただくというふうな整理をさせていただきたいということでございます。

現実にならぬかというのを5ページのほうにお示ししておりますが、今、4ページのほうで、一番下の配水管更新とくったものを、5ページの一番上にもう一度、再度掲載しておりますが、これだけの配水管更新をもともと予定をしておりました。

しかし、令和元年度の、上から2行目、国道204号線（市瀬地区）舗装復旧工事、これは元年度に実際に執行しておりますが、それ以外のものについては、現実的には下のほうに赤で矢印を引っ張っております、継続費以外にやらなければいけない工事等々が発生をし、元年度も2年度も実際には継続費で予定しておいた配水管更新はできずに、継続費以外の工事を優先してさせていただいておると。継続費外として、予算計上しながらさせていただいておると。

このように配水管の更新というのは、ほかの道路改良含め、国県道も含め、そういった工事に影響される。それから、漏水等々が発生した場合に、根本的にちょっと改修が必要になったりとかって、緊急的にしないといけないものが多々出てきます。

配水管の更新というのを、計画は立てることは必要なんです、その計画どおりになかなか進まないという状況でございますので、今回このような継続費の整理をさせていただいて、補正をお願いしているところでございます。

資料の説明については以上になります。

予算書のほうに戻っていただきまして、結果、今の継続費の関係で補正をしておりますところが、4ページになります。資本的支出の建設改良費の中の工事請負費で、括弧書きで継続費と継続費以外というふうに記載をさせていただいておりますが、この説明の中のまず1行目、1号ろ過池設備更新工事、これはプラスで増額で上げさせていただいているものです。

2行目の町道野寄角山線のところから町道江里線配水管更新工事、ここまでを全部皆減、全

てを減額をさせていただくと。それと、平野地区送配水管更新工事（3工区）、これを追加をさせていただくような補正、継続費の中身としては、そういう補正にさせていただいております。

それ以外、継続費以外の事業として、町道栗林線支—2配水管更新工事、それと県道佐世保鹿町線（栄橋）舗装復旧工事、これの追加をさせていただいているところです。

継続費の関連は以上になります。

もう一つ、同じ4ページの上の委託料ですけれども、こちらにつきましては、今の継続費とはまた別でございまして、平野・木場・角山地区配水管更新設計業務委託料と町道中央海岸線配水管更新設計業務委託料という2本を今回追加で計上をさせていただいております。

平野・木場・角山地区の分につきましては、新平野配水池を起点とする配水管の更新にかかる設計ということで、継続費で平野地区の改良をするというふうにしております、継続費が4年度までとなっておりますが、4年度までに終わるわけではございませんで、そこから先の設計をするものでございます。

中央海岸線につきましては、建設課の舗装工事にあわせた配水管の更新を行うものということで、予算を計上させていただいております。

すみません、2ページに戻っていただきまして、一番上、修繕費でございますけれども、こちら修繕費につきましては、もともと浄水場の施設の修繕として、当初予算で110万円計上をさせていただいておりますが、緊急に修繕が必要な故障というのが多々発生しております、8月の時点で320万円ほどの修繕が必要になり、当初の110万円では足りずに、予備費から充用をして対応をしているところでございます。もともとの予定しておりました修繕ですとか、緊急修繕分が全くない状態になっておりますので、ここで補正をお願いしているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

法令遵守の意味からも、正しいとおりに修正したいということでのことでございますけれども、2点ほどちょっとお伺いしておきたいと思っておりますけど、予算の計上の仕方として、先ほどどこかの市の、佐々町の取扱いの説明欄のことが説明があったわけですが、今後はどちらにされるか分かりませんが、〇〇市の予算のようにしていられるのか、それとも、佐々町の今やっているようにいけるのか、そこら辺をちょっと確認させていただきたい。これ企業会計ですから、企業会計法でそうならいけば結構ですが、一般会計とはまた別ですから、一般会計では従来どおり、説明欄にざっと書いていられるのか、それちょっと確認と。

5ページのほうに、継続費の予算の中から、緊急を要したということで、ほかの事業をしていたという、議会が認めた継続費の予算をほかに使っていく。これ企業会計法的に、企業ですから分かりはするんですけど、そういう制度でほかに使っていくのかなと私思うもんですから、町長と担当課長しか関係者おりませんから、そこら辺についてどう考えておられるか。

議会は、継続費はこれだけですよってことで認めてきたもんですから、それをほかの事業に、下の5ページの下にあるんですけど、予算が減るのは当たり前だと思って、そういう担当課とかで認識は、当初予算組むときに認識あったはずと思うんですけど。

ですから、私、度々おかしいんじゃないかということで質問してきた経過があるもんですから、その辺について町長としてどうお考え、職員に対してどう処理されたか知りませんが、見解をちょっと聞いておきたい。

2点、お尋ねします。

議長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、すみません、2点目のことについて資料の5ページ、こちらで説明が不足しておりました。矢印から下の他事業及び緊急により実施した更新事業ということで、継続費以外として実施した事業につきましては、継続費以外の事業としてそれぞれ予算化をして、継続費の中ではなくて、継続費の以外の事業として予算化をして、元年度、2年度、それぞれ執行をしたものでございます。

ですので、継続費の中で予定外のものを実施したということではございませんので、御理解をいただきたいと思います。

それから、今後の予算の計上の仕方につきましては、いきなりこういう〇〇市と、資料の1ページで示しました〇〇市の予算の組み方というふうなことを考えているわけではございませんで、今後、研究をさせていただきたいと。

ただ、今現状は、右側、佐々町の組み方でいっておりますので、これで予算計上をしていくというふうに、今のところは整理をしているところでございます。

以上でございます。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9番（須藤 敏規 君）

5ページの他事業で緊急のは、その他の継続費以外ということで計上したということで理解しております。

計上の仕方は検討するというところでございますので、それはそれで結構ですけども、今回増額なった分のあれは、全体のお金があるから、ほかの事業を優先して、継続費が本来すべきとき、急いでしなくちゃいかんのが遅れているという形になるわけですよ。来年1年度しかないもんですから。おとしても、やはり足りないっていうのが、前のページにいろんな事情で書いてありますけど、どうでしょうかね。

修正していかれるのは結構なんですけども、こういうことを、予算の執行をやっていたということについては、町長から一言何かありましたら。なければ結構ですよ。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

真っ先のやはり継続費の組み方というのを、なかなかよその市のとを真似てやっているということで、これは説明の欄に出てこなくて、全体の数字で、お金で自由に使われるような金を、よその市はそんなことやっているんですね。だから、そこを町としては、予算上に出てこないもんですから、それで混乱しているということで。それから、もう一つは、いわゆる管の工事が、先ほど課長申しました管工事というのが、いろいろな漏水とか何かで、すぐやらなきゃならないところがある。それをできないような仕組みになっているので、予算を組まなきゃならないということで、こういうことでは駄目じゃないかということで、もう一回見直しをさせて

いただいたっていうことで、よろしく願いいたします。

それから、やはり金額がたくさん上がった、増えたっていうことは、担当のほうからは聞きました。これは材料費とか人件費が、前の継続費から組んで上がっているんだということで説明を受けたんですけど、そういうことをよく見越して、今からはきちっとした設計の単価とか組み出しをやらなきゃならないんじゃないかということで、担当課にはそういうお願いをしているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（阿部 豊 君）

総論としては理解しました。資料を頂いている3ページと予算書の12ページ、継続費に関する調書の補正の逓次繰越の予算のやつと、その資料の整合性っていうか、ちょっとぴんとこんとですよ。もうちょっと詳しく説明していただけないでしょうか。

3ページのほうの資料の逓次繰越額残額が741万3,000円ですよ、元年。2年が372万4,000円という表示がしてあるもので、ここら辺どういうふうなチェックをすればいいのかなっていうのが、自分自身いまいち把握できんもんで、詳しく説明していただければ。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、資料の3ページに記載をしております逓次繰越額の、これ残額というふうに記載をしております。この残額といいますのは、逓次繰越を、元年度、2年度が記載があるわけですがけれども、これは逓次繰越というのは、御承知のとおり、執行残について必要な分だけを繰り越すということじゃなくて、執行残を全額、順次ずっと後年度に送りながら繰越しをしながら執行していくというもので、実際に、例えば元年度から2年度に繰越しをするというふうにしたときには、2年度は、その繰り越したものも含めて執行ができるというふうなもので、ここは残額を示したものとなっております。

ただ、実際のところ正確な数字、ちょっと資料と合いませんので、ちょっとこの表現の仕方がまずかったのかなと思いますけれども、実際のところ、予算書の12ページを御覧いただきたいと思います。

実際の継続費に関する調書（補正）というところで、変更前と変更後がございますが、変更後が今のところの確定額になってきますので、変更後のほうで御説明をさせていただきますと、全体計画として、まず総額の中で年割額がそれぞれ定めてあります。年割額ではりついております予算から、ずっと右側にいきまして、当該年度末までの支払義務発生予定額、これを差引きしたものが逓次繰越額ということになります。

次の年度、2年度のところを見ますと、また2年度は年割額2億3,400万円とありますけれども、これと逓次繰越額、前年度の逓次繰越額を合わせたところ、合計したところから、先ほどの当該年度末までの支払義務発生予定額2億4,442万3,000円、これを除くと、備考欄に書いてあります逓次繰越額4,182万7,000円というふうになっていくというふうな仕組みとなっております。

すみません、資料とこちらの予算書の12ページの分が、数字がちょっと合っていないことについては、おわびを申し上げたいと思います。大変申し訳ございません。

議 長（淡田 邦夫 君）
6番。

6 番（阿部 豊 君）

12ページの、まず分からんところが、変更前と変更後の2年度の額が、当該年度末までの支払義務発生予定額が、2年度は決算終わってととですよ。額が変わっているんですよ、補正前と補正後が。だから、通次繰越額が変わっているんですよ。ここが、まずもって意味分からんとですよ。

決算が終わっているのに、何で3年度の継続費の補正で、3年度の数字が変わるのは分かるんですが、2年度の数字が変わっているものですから、ちょっと意味分からない。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

すみません、分かりづらくて、大変申し訳ございません。

変更前と変更後ということで、変更前は、補正する前に継続費としてお出ししていた調書の数字がそのまま、まいますので、変更前のところの今の2年度の当該年度末までの支払義務発生予定額の2億4,813万6,000円というのは、補正をする前の確定額ではございませんで、2年度の決算を迎えた確定額ではございませんで、補正をする前に予定をしていた額を表示をすることになっております。

下の変更後というのは、実際に今現在2年度で決算を迎えて、2年度の支払義務発生予定額、予定額となっておりますが、発生額がもう確定しておりますので、そちらに変更後のほうは置換えをさせていただいておりますということになります。

例えば、3年度のどこ見ていただきますと、この2年度は通次繰越が4,182万7,000円で確定をしております。これと3年度の年割額の2億9,960万円を足した金額が、3年度のところの当年度末までの支払義務発生予定額に入ると――

議 長（淡田 邦夫 君）
しばらく休憩します。

（10時45分 休憩）

（10時53分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
6番。

6 番（阿部 豊 君）

休憩中にいろいろ御協議いただきありがとうございます。我々が老婆心だから、私もやっぱり心配しているのは、頂いた予算書の資料と、また添付されている資料、やっぱり計算してから、ちょっとチェックしての確認をしたいということなんです。

だから、我々が可決しよるのは予算書ですよ、予算書。これが基礎となる資料は、整合性があるような提出の仕方をしていただかないと、ちょっと大丈夫なのかなと危惧する面があるので、その点は注意して資料は作成していただきたいということを要望しときたいと思いま

す。間違いがないということであれば、私も心配はしませんが、そこるところ我々はチェック機関としての議員でありますので、チェックができる資料をよろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
大変御迷惑をお掛けして申し訳ございません。あともって資料を提出させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

今回の補正の内容については、一部実務の内容について、全体理解できないところもありますけども、おおむね前進的な改善だというふうに思っておりますので、可としたいというふうに思うんですけれども。

心配は、佐々町の水道事業の設備が老朽化して、インフラの老朽化って全国的にも問題になっていきますけども、特に水道のところは老朽化激しいということで、とりわけ配水管については、様々なこれまでの施工上の問題などもあり、系統的な見直しが必要だということを、ずっと説明を受けていたように思います。

私の記憶では、そういった意味では、この配水管の改修事業というのが、全体の大体どれぐらいの割合で進行しているんだろうかと。当初の計画と比べて、これが進んでいるのか遅れているのか、そういった点で、とりわけ中央配水池の設置だとか、かなり大型な事業もありますけども、送水管がどれぐらい、送水管の改修はほぼ終わったのか、それから配水管について、全体のどれぐらいの割合で進行しているんだろうか、事業が。そういったものを知りたいと。

そういったことが今後に向けて、非常にやっぱり重要なこの事業について、どれだけの資本的蓄えが必要なのか。それから、将来に向かってどれだけの事業計画を立てていかなきゃいかんのか。その適切なものがどうなのかっていうことを判断する上で、非常に重要だというふうに思うんですけども、現状はどうなっているのかということについて、概略といいますか、全体の流れとして、当初の計画よりも遅れているのか進んでいるのか。少なくともその程度については、少し御説明をいただいておりますというふうに思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

当初の計画から進んでいるか遅れているかということについて申しますと、継続費でもともと設定したものについて、様々混乱も含め、ございましたので、これについては誠に申し訳ないんですが、大きく遅れているということではございませんが、予定どおりにきちっと進捗しているかという、若干遅れも生じてはおります。

全体計画の何割かということにつきましては、ちょっと申し訳ございません。どういうふうに全体を見て、この進捗がどれぐらいというふうな見方をしているかというところが、私がまだそこまでちょっと知識が追いついておりませんので、申し訳ございません、それについてはちょっと回答は控えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

送水管のいわゆる改修と申しますか、送水管の途中から分岐をして配水をしていたり、というようなイレギュラーがあるのだという説明を以前に受けておりました。そういった問題については打開ができたのか。送水管の、あるいは送水管の老朽化って申しますか、そういったものについては、ほぼ改修ができたのか。その送水管の状況って申すのが分かれば教えてください。

議 長（淡田 邦夫 君）
水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

まず、結論から申しますと、全てが解消できているわけではございません。

今回、先ほど御説明させていただきました送水管からの分岐で配水、給水をしている分があるというところもございまして、平野・木場・角山地区の分、予算書の4ページに今回設計を組ませていただいておりますが、そういったところも含めて、今後、改修をまだまだ続けていくというふうなところがございまして、まだ現在進行中という状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

水道事業は、総体的に極めて重要なインフラであることは言を俟たないのですけれども、そういった意味では、老朽化にどれだけのスピードで対応していくかっていうのは非常に重要だというふうに思っています。

そういう点で計画がどうなのか、それから計画の見直しも含めて、どういう順番で進めていくのかっていう、改めて精査をいただいて、進行状況については、ぜひとも町民の皆さんに説明いただけるような対応を求めておきたいというふうに思います。

今回、準備ができていない部分についてはやむを得ないのですけれども、ぜひとも次年度等に向けて、要するにアウトラインをやっぱり示しながら、全体としては、こういう計画で進みますよ、しかし、イレギュラーがあったのでこндаけ遅れました、しかし、この分についてはこれぐらいで取り返していきたいと思ひますみたいな、全体として分かりやすい計画が必要なのではないかと。

例えば、中央配水池が今ありますけども、中央配水池に向けて道路が、取付け道路がつくられていますよね。取付け道路、工事入って3年ぐらいになるわけですから、要するに、中央配水池は何であそこ取付け道路があるのかなって申すことすら、やはり町民のあいだでは、なかなかよく理解できていないという状況もあるわけですね。

だから、そういった意味では、繰り返しやっぱりそういう全体の事業が進んでいる進捗状況については、こういうものはやっぱり繰り返し説明をしていくっていう努力が必要なのではないかというふうに思ひます。申し添えておきたいと思ひます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
副町長。

副 町 長（中村 義治 君）

ただ今御指摘をいただきました進捗状況につきましては、担当の委員会を通して、議会のほうに御報告をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第63号 令和3年度佐々町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
しばらく休憩します。

（11時03分 休憩）

（11時14分 再開）

— 日程第4 議案第64号 令和3年度 佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第64号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第64号 朗読）

中身につきましては、水道課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

水道課長。

水道課長（安達 伸男 君）

1 ページを御覧ください。

まず、歳出のほうから御説明をさせていただきます。

支出のほうの営業費用、4 目処理場費の修繕費でございます。浄化管理センターの修繕費として、887万1,000円を計上させていただいております。これにつきましては、当初予算の折に、複数の修繕と緊急修繕を合わせたところで1,640万円を計上させていただいております。

しかし、ナンバー2の脱水機そのものが故障をいたしまして、緊急的に修繕をする必要が生じまして、これに2,200万円ほどの費用がかかっております。不足分は予備費から充用をして対応しておりますが、もともと予定しておりましたもの、それと緊急修繕分というのが全くない状態、ここの予算がゼロになってしまっておりますので、今後の修繕分を見越して887万1,000円を計上をさせていただいております。

その他給与費ですとか、それから、備品として一般会計と同じように、公用車のドライブレコーダーの購入費を計上させていただき、その分の収入として一般会計繰入金、歳入ですけれども、827万3,000円を計上させていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。議案第64号 令和3年度佐々町公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。しばらく休憩とします。

（11時19分 休憩）

（11時24分 再開）

— 日程第5 議案第65号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議案第65号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第65号 朗読）

次のページに履歴書等を添付しておりますので、よろしく御参照いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第65号 佐々町教育委員会教育長の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第6 議案第66号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第6、議案第66号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第66号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第66号 佐々町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第7 議案第67号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第7、議案第67号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第67号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第67号 佐々町監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第8 議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第8、議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題とします。
執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第68号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略し、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

議案第68号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

— 日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第9、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第1号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号に対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

— 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第10、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第2号 朗読）

次ページに履歴書を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どうぞ
よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。
お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり
適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第2号に対する議会の意見は適任とすることに決定
することにいたしました。

— 日程第11 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第11、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件を議題とします。
執行の説明を求めます。
町長。

町 長（古庄 剛 君）

（諮問第3号 朗読）

次ページに履歴書等を添付しておりますので、御参照いただければと思っております。どう

ぞよろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。質疑、討論を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。質疑、討論を省略します。

お諮りします。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件については、原案のとおり適任とすることに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、諮問第3号に対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

— 日程第12 発議第6号 佐々町議会委員会条例の一部改正について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、発議第6号 佐々町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第6号 朗読）

次のページをお願いいたします。

佐々町議会委員会条例の一部を改正する条例。

佐々町議会委員会条例（昭和62年佐々町議会条例第10号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の改正前、改正後の表を御覧ください。

改正前の第2条第3号、こちら「議会だより編集委員会」という名称を、改正後の第2条の第3号を御覧ください。こちらを「議会広報委員会」に今回改正するものです。

それから、所管する事務になりますけども、改正前が「議会だよりの編集に関する事務」というところを、今回、改正後、「議会広報の編集、その他議会の広報広聴に関する事務」に改正するものです。

2ページを御覧ください。

附則。第1項が施行期日になります。第1項、この条例は、公布の日から施行する。

次に、附則第2項、経過措置となります。この条例の施行の際、現に改正前の佐々町議会委員会条例の規定に基づく議会だより編集委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている

者は、それぞれ改正後の佐々町議会委員会条例の規定に基づき、議会広報委員会の委員長、副委員長及び委員として引き続き在任するものとし、その任期は改正前の議会だより編集委員会の委員の残任期間とするものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論終わります。

これから採決を行います。

発議第6号 佐々町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

— 日程第13 発議第7号 議員の派遣について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第13、発議第7号 議員の派遣についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（発議第7号 朗読）

議 長（淡田 邦夫 君）

お諮りします。発議第7号 議員の派遣については原案のとおり派遣することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

— 日程第14 意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める
意見書（案）の提出について —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第14、意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（松本 典子 君）

（意見書第2号 朗読）

可決されましたら、別紙、次ページの各機関へ送付することになります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

提出者から意見がありましたら許可します。

6番。

6 番（阿部 豊 君）

この件につきましては、令和3年7月26日、全国町村議会議長会から長崎県町村議会議長会を通じ、依頼があっている内容でございます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況下において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

議員各位におかれましては、趣旨を御理解の上、皆様方の御賛同を切にお願いするものでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論終わります。

これから採決を行います。意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出については、可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、意見書第2号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出については可決されました。

事務局から関係機関へ別紙意見書を送付させていただきます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はお疲れでございました。

（11時46分 散会）